

2026年9月 25 日制定

学校法人尚綱学院

尚綱学院 求職活動等におけるセクシュアルハラスメント防止方針

学校法人尚綱学院（以下「本学院」という。）は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに関し、以下のとおり方針を明確化し、教職員及び求職者等に対し、周知・啓発します。

Ⅰ 定義等

（１）求職者等

求職者、本学院の実施する教職員の採用に資する活動に参加する者及び教育実習その他の実習を受ける者。

（２）求職活動等

求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する次のような活動。

- ・就職説明会や採用面接への参加
- ・OB・OG への訪問
- ・インターンシップへの参加
- ・教育実習の受講 など

なお、SNS等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものも含まれます。また、通常就業している場所で行われるものに限られません。

（３）教職員

本学院が雇用する者及び派遣労働者

（４）求職活動等におけるセクシュアルハラスメント

求職活動等において行われる求職者等の意に反する性的な言動により求職者等の求職活動等が阻害され、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等、当該求職者等が求職活動等を行う上で看過できない程度の支障が生じること。

（５）求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの内容

求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの内容は、次のような例が考えられますが、これらの例に限られるものではありません。

- ・教職員が求職者に対し、性的な事実関係を尋ね、求職者が苦痛に感じ、求職活動が妨げられる。
- ・教職員が必要なく求職者等の身体に触り、求職者等が精神疾患となる。
- ・教職員が教育実習に参加した者に対し、性的関係を結ばなければ今後教育実習を受け入れなくなるかもしれないと述べ、参加者が実習に参加できなくなる。
- ・インターンシップ中に教職員が求職者等を執拗に私的な食事に誘い、当該求職者等が苦痛に感じてインターンシップ中の活動が手につかなくなる。

2 基本方針

本学院では、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントを含むあらゆるハラスメントを禁止し、これらハラスメントを行った者については、懲戒処分を行う等、厳正に対処します。また、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントを就業規則に定め、教職員に周知・啓発します。

3 求職活動等に関するルール

本学院では、求職活動等に関するルールについて、以下のとおり定め、周知・啓発します。

- ・就職説明会、採用面接及び面談は、原則として本学院の勤務時間内に本学院施設内、またはオンラインで行うものとし、これ以外の場所・時間における求職活動等を禁止します。
- ・面談は、原則として複数名の教職員で対応するものとし、教育実習等で一対一となる際にも、閉鎖された部屋で行うことを禁止します。
- ・教職員個人と求職者等が個人のSNS、メール等で連絡することを禁止し、本学院からの連絡は、本学院が指定するメールアドレスに限るものとします。
- ・本学院では、求職活動等に関し、教職員と求職者等が飲酒を伴う飲食を行うことを禁止します。

4 相談窓口

本学院の相談窓口を次の通り設置します。

- ・名取キャンパス（大学・幼稚園）… 学生相談室
- ・八幡キャンパス（中学校・高等学校）… 保健室
- ・外部相談窓口

なお、本学院では、相談窓口担当者が、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応し、相談者・行為者等のプライバシーを保護するため、適宜必要な研修を行います。

5 事後対応

本学院では、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに係る相談の申出があった場合、事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認するよう努め、改めて本方針を周知・啓発します。

また、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントが生じた事実が確認できた場合、速やかに被害者に対する配慮のための措置、行為者に対する適正な措置を行います。

6 不利益取扱を行わないこと

本学院では、求職者等が相談を行ったことを理由として不利益に扱うことはせず、教職員が事実関係の確認等の本学院の雇用管理上講ずべき措置に協力したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを行いません。

ハラスメント対応外部相談窓口

尚絅学院の学生・生徒・園児とその保護者の方、教職員、役員、委託業者の従業員の
方が利用できるハラスメント対応外部相談窓口を設置しています。プライバシーは厳
守します。一人で悩まず、まずは相談してください。〈相談料無料〉

相談窓口 ^{す だ あきこ} 須田晶子 弁護士（アネスティ法律事務所）

- 受付時間：9：15～12：00、13：00～17：00
月曜日～金曜日（土日祝、事務所所定の休業日を除く）
- ※電話受付の場合のみ。不在時は折り返しご連絡いたします。
- 電話番号：022-714-6153
- E-mail：a.suda@honesty-lawoffice.com

相談方法

相談の際は、次の事項をお伝えください。

- ①「尚絅学院ハラスメント外部相談員への相談」であること
- ②氏名
- ③尚絅学院との関係（尚絅学院の学生・生徒・教職員等）
- ④連絡先電話番号



相談から解決までの流れ

1

相談受付

電話、メールで受け付けます。希望すれば面談も可能です。

2

相談者が希望する場合、解決策検討依頼 ※匿名でも可

3

調査 対応措置の決定

通知

加害者にハラスメントがあったことを伝え、問題の解決を図る。

調停

相談者と加害者の話し合いによって解決を図る。

環境改善

学習・就業環境を改善することによって解決を図る。

注意・処罰

注意、懲戒などの処罰によって解決を図る。

4

状態の改善・解決

相談者



相談員



ハラスメント防止委員会

対応措置

～相談に関するQ&A～

Q

どのような相談ができますか？

A

尚絅学院の学生・生徒・園児・教職員・役員との関係で受けたハラスメント被害についてご相談いただけます。

Q

相談員との面談はどこで行うのですか？

A

面談は相談員の法律事務所（仙台市青葉区）で行います。

Q

相談した内容は学校に報告されるのでしょうか？

A

相談者の許可なく、相談内容を学校に伝えることはありません。安心してご相談ください。

Q

ハラスメント行為を目撃したのですが、外部相談窓口にご相談しても良いのでしょうか？

A

目撃者や代理の方からの通報も可能です。お気軽にご相談ください。